

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	医療福祉事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、医療福祉事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

境町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉事務
②事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱に基づき医療福祉事務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎に分類（妊産婦、小児、母子家庭及び父子家庭、重度心身障害者等）し資格の管理を行う ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者の判定を行い受給者証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関からの請求により医療費の一部負担金の助成を行う ＜Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、境町は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関等受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関等が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	医療福祉システム、医療福祉給付管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 医療福祉資格ファイル 2. 医療福祉助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	茨城県医療福祉対策要綱 境町医療福祉費支給に関する条例 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項及び第19条第6号 境町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 境町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	境町福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	境町総務部総務課 0280－81－1300
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	境町総務部総務課 0280－81－1300

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則とすること。
9. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・情報提供ができるシステムのユーザー認証の管理を行い、担当業務に必要な範囲のみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を行っている。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	実施しない	実施する	事前	
平成28年10月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(記入無し)	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第19条8号	事前	
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	石塚 孝志	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	様式改正
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	医療福祉システム	医療福祉システム、医療福祉給付管理システ ム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	茨城県医療福祉対策要綱、境町医療福祉費支 給に関する条例	茨城県医療福祉対策要綱 境町医療福祉費支給に関する条例 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第2項 境町個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条8号	(情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第9号 境町個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成27年1月6日	令和5年3月1日	事後	
	II しきい値判断項目 2.. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成27年1月6日	令和5年3月1日	事後	
令和6年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和5年3月1日	令和6年1月1日	事後	
令和6年2月1日	II しきい値判断項目 2.. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和5年3月1日	令和6年1月1日	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事後	
	II しきい値判断項目 2.. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和6年1月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年1月6日	IV リスク対策	-	項目追加	事後	様式改正
令和7年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③事務の概要	茨城県医療福祉対策要綱に基づき医療福祉事 務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年 齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎 に分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家 庭、重度心身障害者等)し資格の管理を行う ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者 の判定を行い受給者証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関から の請求により医療費の一部負担金の助成を行 う	茨城県医療福祉対策要綱に基づき医療福祉事 務を行っている。 ①申請に基づき、住民票に基づく異動等及び年 齢、加入保険内容、障害内容等により受給者毎 に分類(妊産婦、小児、母子家庭及び父子家 庭、重度心身障害者等)し資格の管理を行う ②世帯員の課税状況により医療費助成対象者 の判定を行い受給者証を交付する ③受給者からの償還申請や審査支払機関から の請求により医療費の一部負担金の助成を行 う ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連 携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、境町は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含 む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登 録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事 務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/ 閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関等受診時に公費医療費助 成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証 に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格 確認端末で用いることにより、資格情報を医療 機関等が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年9月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	医療福祉システム、医療福祉給付管理システ ム、統合宛名システム、中間サーバー	医療福祉システム、医療福祉給付管理システ ム、統合宛名システム、中間サーバー、Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	茨城県医療福祉対策要綱 境町医療福祉費支給に関する条例 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第2項 境町個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例	茨城県医療福祉対策要綱 境町医療福祉費支給に関する条例 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第2項及び 第19条第6号 境町個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例	事前	